第六十八条の七十八第十五項第一号ロ及び第二号中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。

第六十八条の七十九第一項及び第六十八条の八十中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八十七中「第七十五条第七項」の下に「（地方法人税法第十九条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項」を「法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項の規定」に改める。

第六十八条の八十八第一項中「法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ」を「恒久的施設を有する外国法人である場合には」に、「これらの号」を「法人税法第百四十一条第一号イ」に、「のうち」を「として」に改め、同条第三項中「同法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する外国法人である」に、「各事業年度の所得」を「各事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得」に改め、同条第十七項中「同項（」を「法人税及び地方法人税に係る同項（」に改め、同条第十八項中「の規定の適用については、同法」を「並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法」に、「とする」を「と、地方法人税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十条第三項（租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「更正の請求（同法」とあるのは「更正の請求（国税通則法」と、「及び第二項の規定」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「国税通則法第七十条第三項」と、同条第三項中「限る」とあるのは「限り、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「又は第一項の規定」とあるのは「、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定又は第一項の規定」と、「及び第一項の規定」とあるのは「、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定及び第一項の規定」とする」に改め、同項第一号中「課税標準等若しくは税額等」を「課税標準等（以下この項において「課税標準等」という。）若しくは同条第一項に規定する税額等（以下この項において「税額等」という。）」に改め、同項第二号中「この号」を「この項」に改め、「加算税」の下に「（第四号において「加算税」という。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三　第一号に掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方法人税に係る更正決定　当該更正決定に係る地方法人税の国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（第一号の法人税に係る更正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日）

四　第一号に掲げる更正決定又は同号に規定する事実に基づいてする法人税に係る納税申告書の提出若しくは同号に規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその地方法人税に係る加算税についてする賦課決定　その納税義務の成立の日

第六十八条の八十八第十九項及び第二十一項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、同条第二十二項中「第百三十九条に規定する条約」を「第百三十九条第一項に規定する租税条約」に改め、「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える。

第六十八条の八十八の二第一項中「法人税の額（」を「法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（」に、「及び当該法人税の額」を「並びに当該法人税の額及び地方法人税の額」に改め、同項ただし書中「法人税の額以外」を「法人税の額及び地方法人税の額以外」に改め、同条第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第四項中「第四十七条第二項」を「第四十七条第一項中「第四十六条（納税の猶予の要件等）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項に」に、「第三項まで又は第七項」とあるのは、」を「第四項までの規定による申請書の提出があつた」とあるのは」に、「（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」を「の申請がされた」に改め、同条第五項第三号及び第四号中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　新たに猶予に係る法人税の額及び地方法人税の額以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第六十八条の八十八の二第六項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、「及び第十号」を削り、「、同法第百五十一条第一項中「納税の猶予」を「、同条第十号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第百五十一条第一項中「納税の猶予の要件等）又は」に、「納税の猶予）及び」を「納税の猶予の要件等）、」に、「納税の猶予）とする」を「納税の猶予）又は」と、同法第百五十一条の二第一項中「納税の猶予の要件等）」とあるのは「納税の猶予の要件等）又は租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項第一号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで若しくは租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項」と、同項第二号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで若しくは租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「含む。）」とあるのは「含む。）又は租税特別措置法第六十八条の八十八の二第五項第五号」とする」に改め、同条第七項中「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える。

第六十八条の九十第八項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十八条の九十一第一項中「第十二項」を「第十四項」に改め、「除く。）」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第八十一条の十五第八項」に改める。

第六十八条の九十三の二第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十八条の九十三の三第一項中「第十二項」を「第十四項」に改め、「除く。）」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第八十一条の十五第八項」に改める。

第六十八条の九十八第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百一第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二の三の次に次の一条を加える。

（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）

第六十八条の百二の四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて同法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、その設定の日以後に終了する当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十三条第一項に規定する資産の販売等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第六項第二号中「提供の期日」とあるのは、「提供の期日（租税特別措置法第六十八条の百二の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。

2　前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百四第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。